

**令和7年度「小規模離島における海洋深層水を活用した農林水産業振興調査事業」
に係る委託業務 企画提案仕様書**

1 業務名

小規模離島における海洋深層水を活用した農林水産業振興調査委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3 事業目的

本業務では、本県の小規模離島における海洋深層水を活用した温度差発電（以下、OTEC）の可能性調査結果（※別添「令和6年度小規模離島における海洋温度差発電可能性調査事業 最終報告書（概要版）」のとおり）を踏まえながら、温度差発電利用後の海洋深層水、表層水と当該離島の地域資源を活用した農林水産業振興の可能性を調査し、今後の離島農林水産業振興の参考となる資料を作成する。そのため、次の2つの事項を事業目的とする。

（1）久米島町においては、沖縄県海洋深層水研究所から海洋深層水及び表層水の譲渡を受けることにより、水産業をはじめとした各種の企業誘致につながっている。

その実態を調査するため、久米島町における沖縄県海洋深層水研究所からの海洋深層水及び表層水譲渡による経済性やコスト計算を実施する。また、全国や世界各国における、海洋深層水利用による産業振興の現状を調査する。調査結果を踏まえ、離島である久米島町における好事例を、他の県内離島町村へ横展開の可能性について調査・検討する。

（2）本県の離島における再エネ導入拡大を目的とし、沖縄県は令和6年度に「小規模離島における海洋温度差発電導入可能性調査事業」を実施したところである。当該事業においては、小規模離島における OTEC の導入可能性調査を実施した。

海洋深層水は、OTEC 使用後であっても冷温性、清浄性及び富栄養性の特徴があり、海域へ直接放流することは環境負荷が過多となることから、農林水産業等へ多段利用することが、経済性向上や環境負荷低減に有効とされている。

そのため、上記（1）の結果及び令和6年度の調査結果を踏まえ、OTEC 設置適地とされた離島における、海洋深層水多段利用による農林水産業振興について、調査・検討する。

4 委託業務内容

（1）海洋深層水を活用した産業展開調査

①沖縄県海洋深層水研究所から海洋深層水及び表層水の譲渡を受ける企業等(13社程度)を中心に、アンケート等による聞き取りを実施し、同研究所から、海洋深層水及び表層海水の譲渡を受ける各企業への直接効果や、視察の受け入れ等の波及効果を含め、経済効果を試算すること。

②沖縄県海洋深層水研究所における運営費や、修繕費等の中長期的なコスト計算を行い、4（１）①の結果を踏まえ、県内の小規模離島町村の参考となる費用対効果を試算すること。その際、同研究所に配置される職員の人件費は加味しないこととするが、同研究所で開発した技術による効果については考慮の上で整理すること。

③令和７年に久米島で開催予定の海洋深層水利用学会を傍聴すること。また、全国・世界の海洋深層水を活用した農林水産業振興に係る情報を収集し、県内小規模離島での展開可能性について検討する資料を作成すること。

（２）海洋温度差発電可能性調査の結果を踏まえた久米島から県内小規模離島町村への横展開可能性調査

①令和６年度「小規模離島における海洋温度差発電導入可能性調査事業」の調査結果、及び本仕様書４（１）①、③の結果を踏まえ、海洋温度差発電の適地候補離島における農林水産業への多段利用を調査・検討すること。

その際、当該離島の労働人口や、農地等面積、居住環境（空き家状況）等の諸条件を考慮すること。また、生産物の当該出荷・販売を視野に、輸送性（船舶・空輸、経費等）を検討するとともに、当該離島内における加工の可能性についても検討すること。

②県内小規模離島町村への横展開については、沖縄県商工労働部産業政策課において実施する、令和７年度「小規模離島における海洋温度差発電可能性調査事業」業務委託において設置される「小規模離島における海洋深層水の発電及び養殖等の産業利用に向けた可能性調査検討委員会（仮称）（以下、検討委員会）」において検討する予定である。そのため、同委員会において使用する資料を作成すること。

なお、同検討委員会は、令和７年６月、８月、１０月及び令和８年１月の計４回開催予定であるが、スケジュール等の変更も想定されるため、会議資料の内容、作成時期及びについては随時、農林水産総務課（以下、事務局）に確認し対応すること。また、同委員会に出席の上で、作成した資料の説明を行うこと。

③その他、上記項目に係る必要な調査等は、事務局に確認の上で委託料の範囲内で適宜実施すること。

（３）報告書の作成

報告書の作成については、（１）（２）の結果を踏まえ、令和７年１１月までに「中間取りまとめ報告書」、令和８年３月（契約期日）までに「成果報告書」を作成すること。

（４）その他

（１）～（３）の業務の他、事業目的に応じて事業の効果を高める業務については、委託料の上限額の範囲内で提案することができる。

５ 進捗報告及び業務の打ち合わせ

（１）業務受託者は、契約期間内に１回／月程度の定期進捗報告を事務局に行うこと。報告方法

については、予め事務局と協議済みの場合は、書面報告を行うことができる。

- (2) 定期進捗報告の他に、必要に応じて適時、事務局と打ち合わせを行うこと（Web 会議を含む）。

6 報告書の提出

(1) 成果報告書

委託期間内に、4(2)②に係る検討委員会の結果を踏まえた報告書を10部作成する。
また、電子記録媒体を各1部提出する。

7 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額7,652,700円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
 - ② 報償費
 - ③ 旅費
 - ④ 消耗品費
 - ⑤ 印刷製本費
 - ⑥ 通信運搬費
 - ⑦ 使用料及び賃借料
 - ⑧ 再委託費
 - ⑨ 一般管理費〔（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。〕
 - ⑩ 消費税
- ※ それぞれ、単価、回数、人数等の積算内容が分かるようにすること。

8 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

9 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

(2) 契約の主たる部分の再委託

契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。また、当該委託業務の公募参加者に業務の再委託を行うことはできない。

(4) 再委託の承認

上記(1)(2)(3)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、承認手続きの例外とする場合がある。

ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

イ 原稿、データの入力及び集計

上記以外の容易かつ簡易な業務がある場合は、契約において具体的に指定する。

10 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

特に、個人が特定され得るものに係る情報(個人情報)の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

11 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容については、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。